

**婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を国に求める要望書**

平成25年9月4日、最高裁判所大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法900条第4号但書前段）を憲法違反と決定しました。すでにこの規定は、同年の臨時国会で改正され発効しています。

また、同年9月26日に最高裁判所第一小法廷は、戸籍法第49条第2項第1号の規定について合憲と判断しましたが、「憲法に違反しない」と述べたものの、「事務処理上不可欠の要請とまでは言えない」と明言した上、立法において見直すべきという補足意見も付していることから、現状を是としたものでないことは明らかです。

さらに、近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおりますが、我が国のこの規定について、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告されており、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれます。

また、平成16年11月の制度改正により、婚外子についても婚内子同様、「長男」、「長女」等と続柄が記載されるようになりましたが、それ以前に出生の届出がなされた婚外子の続柄は、「男」、「女」と記載されており、婚外子差別の要因ともなるものです。本人または母の申し出によって記載の変更は可能ですが、現に婚外子差別がある中で自ら名乗り出るには困難が伴います。また、国や行政から十分には広報されていないことから、この制度改正自体知らない人も大勢いると考えられます。

もともと続柄欄において、「長（男・女）」、「二（男・女）」、「三（男・女）」等と出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では必要がない事項です。

従って、婚外子差別の要因を取り除き、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的であると考えます。

よって、世田谷区議会は、国会及び政府に対し、以下の事項について要望いたします。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止し、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は、性別欄を設けるよう改正すること。

令和2年11月16日

世田谷区議会議長 和田 ひでとし

衆議院議長 大島 理森 様 参議院議長 山東 昭子 様 内閣総理大臣 菅 義偉 様  
総務大臣 武田 良太 様 法務大臣 上川 陽子 様